

## 議会改革検証委員会 設置要綱（案）

### 1 設置の目的

議長からの諮問に基づき「議会改革の取組の検証」に関する事項の調査・検討を行うため、議会運営委員会に小委員会を設置する。

### 2 委員会の性格

会議規則第70条の規定により議会運営委員会に設置する小委員会とする。

### 3 委員会の名称

議会改革検証委員会

### 4 委員の定数

8人

### 5 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。
- (2) 委員長は議会運営委員会委員長を、副委員長は議会運営委員会副委員長をもって充てる。

### 6 委員の会派別構成

委員の会派別構成は、自民党は委員長を含めて3人、維新の会は副委員長を含めて2人、公明党は2人、ひょうご県民連合は1人とする。

なお、躍動の会及び共産党は、委員外議員として各1人の出席を求めることとする。

### 7 付議事件

議会改革の取組の検証に関する事項

### 8 委員会の設置期間

令和8年6月11日から調査終了まで

### 9 調査の経費

兵庫県一般会計歳出予算中

（款） 議会費

（項） 議会費

（目） 議会費

（事項） 委員会運営費

のうちで議長が定める額

### 10 その他

議長及び副議長は、委員会の会議に出席し、発言することができる。